



第6回ふれあい人権講座

映像で学ぶ

「部落差別解消推進法」

11月10日の第6回ふれあい人権講座はDVD視聴と人権教育サポーターの解説により「部落差別解消推進法」について学びました。部落差別解消を目的とする法律は、昭和44年の同和対策事業特別措置法に始まり、地域改善対策特別措置法へと引き継がれて平成14年に、一定の目標を果たしたとして期限により失効しました。これらの法律は基本的に对症療法的な性格のものであり、対象地区の水道、下水道などの社会基盤の改良による生活環境の向上や、地区住民の収入の安定を目指した生産活動のための基盤整備が進められました。

もちろん同時に差別解消のための啓発活動や学校・社会教育も取り組まれてきましたが、人の心の中の部落差別の解消が成し遂げられたいとは言えない状況が、これら法律の失効後も続いてきました。

そして平成28年、約14年にわたる部落差別解消を目的とした法律のない空白期間を経て施行されたのが「部落差別解消推進法」です。条文の第一条で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ（中略）部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記されていて、言わば国が正式に部落差別の現存を認め、長らくの「差別はもうない」「いや残っている」という論争に法律で終止符を打ったと言えます。

「情報化の進展による状況の変化」を明記していることも着目すべき点です。具体的にはインターネットの仮想空間やSNS（ツイッターなど）の情報通信ツールが大衆化し、かつて狭い社会でささやかれていた差別言動、差別落書きが一瞬で広域に拡散し、悪意のあるデマ、誤った情報も次々と発信、

掲示されて基本的な知識のない方々に刷り込まれていきます。私たちが信奉する情報化社会の負の側面を代表する現象です。新しい便利なツールが部落差別の継承と再生産の最大の温床となっています。

前身の2法とは異なりハード面での財政出動の根拠となる部分はなく、所謂「理念法」です。国と地方公共団体に、差別解消のための施策を講じ、教育や啓発に努めること、相談体制の充実、差別の実態調査を行うこと、を責務として求めています。具体的な施策は町の単位で町民と行政、教育機関が模索していかなければなりません。部落差別が明らかに継承されている現状に誰もが気づき、解消への道筋を考え、着実に歩んでいきたいものです。



【次回予告】

第7回ふれあい人権講座

「優生思想を考える」

私たち誰も心の中に潜み、社会制度上も公認されてきた歴史を持つ「優生思想」。ずっと多くの分野で人権侵害の根拠となりました。その歴史と現在について考えます。

日時 12月8日（火）

午後6時～7時30分

会場 日南町人権センター

12月の人権相談・行政相談

日時 12月11日（金）

午前9時～12時

会場 子育て支援センター

☆事前の予約は不要で秘密は固く守られますのでお気軽にお越しください。

12月4日～10日は
「人権週間」です。

～考えよう人権のこと～

